

厚生労働省岩手労働局発表
令和7年10月3日(金)

報道関係者 各位

【照会先】
岩手労働局労働基準部賃金室
室長 高橋 功一
室長補佐 小田島 学
電話 019-604-3008

岩手県最低賃金が12月1日から1,031円になります

岩手労働局(局長 ^{しらいし よしはる} 白石 好春)では、岩手県最低賃金が12月1日(月)に改正発効され、79円引上げた時間額1,031円になるため、県内の関係行政機関、商工団体、労働者団体、使用者団体、事業者団体及び教育機関等に広く周知・徹底を図ってまいります。

岩手県最低賃金は、年齢や正社員、パート、アルバイト等を問わず、岩手県内の事業場で働くすべての労働者に適用され、令和7年12月1日以降、使用者は、労働に対する対価として、時間額1,031円以上の賃金を支払う必要があります。

厚生労働省では、中小企業・小規模事業者の賃金引き上げの支援策として、「業務改善助成金」、「キャリアアップ助成金」の活用促進を図っており、「業務改善助成金」については、中小企業等多くの皆様に活用していただけるよう、令和7年9月5日から対象事業所の範囲を拡充しております。

また、関係機関と連携し、業務改善助成金等を含む事業主に対する各種支援策について、更なる活用促進のため幅広く周知を図ってまいります。

【岩手県最低賃金改正発効のポイント】

☒ **働くすべての人が対象！**

年齢やパート・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

☒ **最低賃金未満の労働契約は無効！**

最低賃金を下回って支払われた賃金と最低賃金との差額があれば、12月1日の発効日にさかのぼって請求できます。

☒ **岩手県最低賃金の不払は50万円以下の罰金！**

最低賃金制度と地域別最低賃金

1 最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、一般に国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

2 最低賃金の種類

【岩手県最低賃金】

産業や職業の種類、パートタイム労働者等の名称、年齢を問わず、原則として岩手県内の事業場で働くすべての労働者と、労働者を1人でも使用するすべての使用者に適用されます。

岩手県最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には、50万円以下の罰金が科せられます。

【岩手県特定（産業別）最低賃金】

岩手県内の特定の産業について決定され、当該産業に属する事業場の労働者とその使用者に限定して適用されます。

岩手県で特定（産業別）最低賃金が設定されている産業と金額は、

「鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業」1,008円

「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」985円

「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」975円

「各種商品小売業」767円

「百貨店、総合スーパー」800円

「自動車小売業」1,004円

改正される岩手県最低賃金が、すべての岩手県特定（産業別）最低賃金を上回る
こととなりますので、12月1日以降は岩手県最低賃金の1,031円が適用
されます。

3 最低賃金と支払われる賃金との比較方法

実際に支払われる賃金額が最低賃金額以上となっているかどうか調べるには、精皆勤手当等の除外賃金を差し引いた後の賃金額と適用される最低賃金額とを賃金形態に応じて、以下の方法で比較します。

(1) 時間給の場合 時間給 最低賃金額

(2) 日給の場合 日給 ÷ 1日の所定労働時間 最低賃金額

(3) 月給の場合 月給を1時間当たりの金額に換算 最低賃金額

* 最低賃金額との比較に当たって、算入しない賃金

臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金

(時間外割増賃金など)

所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、

通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに☑

岩手県 最低賃金

令和7年
12月1日
から
時間額

1,031 円

前年比 **UP**
79円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト

検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
岩手労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



岩手労働局

検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者
の皆さんへ



業務改善
助成金

最大600万円を助成





働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金！

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金（※1）と勤務地の都道府県の最低賃金額（時間額）を比較表に記入して、比較してみましょう！（※2）

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

A 時間給の方

時間給		円	≥	最低賃金額 (時間額)		円
-----	----------------------	---	---	----------------	----------------------	---

B 日給の方

日給		円	÷	1日の 平均所定 労働時間		時間	=	時間額		円	≥	最低賃金額 (時間額)		円
----	----------------------	---	---	---------------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	----------------	----------------------	---

C 月給の方

月給		円	÷	1か月の 平均所定 労働時間		時間	=	時間額		円	≥	最低賃金額 (時間額)		円
----	----------------------	---	---	----------------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	----------------	----------------------	---

D 上記 A、B、C が 組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）② 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥ 精進手当、通勤手当および家族手当

（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善 助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん！

賃金引上げを支援する
「業務改善助成金」を活用しましょう！



業務改善助成金とは？ 「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

0120-366-440

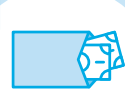
業務改善助成金 検索



Ⅰ 支給の要件



事業場内最低賃金の
引上げ



引上げ後の
賃金額の支払い



生産性向上に資する
機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

概要を動画で
チェック！



助成金 支給までの 流れ

1



交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出

2



交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施

3



実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出

4



手続きを動画で
チェック！



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R7.9)

賃金引上げ
を考えるなら

業務改善助成金

令和7年
9/5
改訂版

を活用しませんか？

この助成金は

設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成率最大80%最大600万円

申請締切り

■第2期...6/14 ~ 11/30

【県最低賃金改正の前日】

- ☑土日祝でも電子申請（J-GRANTS）が可能です。
- ☑郵送、労働局への来局提出の場合は、11/28（金）必着です。

設備投資って？

手作業で行っていた作業について機械を導入することによって業務が効率化する、などの投資が該当します。詳しくは交付要綱、交付要領をご覧ください。



要件を確認

1



中小企業
（企業単位）
である

大企業の子会社である中小企業は対象外

2



事業場内の最も低い賃金（時給換算）が改正後の地域別最低賃金未満の範囲内

岩手県の場合

NEW

■時給952円～1,031円未満の範囲に事業場で最も低い時給の労働者が入っていること

3



従業員の時給を30円以上上げたい。

NEW

賃金引上げ後の
事後申請OK
ただし交付申請時に賃上げ後の賃金台帳等の提出が必要です

4



生産性向上を図るような設備投資をこれからしたいと考えている。

この設備投資等にかかる費用を業務改善助成金で助成します。

5

助成金の利用をご検討ください

ご相談前に確認いただきたいポイント

?

- ☑事業場内で一番低い時給（月給・日給の場合は時給換算）が改定後の地域別最低賃金（1,031円）未満の範囲内ですか。
- ☑その時給には手当（資格手当や役職手当等）が含まれていますか。

?

- ☑この労働者の賃金をいつ、何人、いくら引き上げる予定ですか。

?

- ☑どのような設備投資等を考えていますか。それは交付要綱別表第3と交付要領別紙3で助成対象になっていますか。

?

- ☑交付要綱、交付要領、業務改善助成金Q&Aを確認していますか。

■お問い合わせは業務改善助成金コールセンターへ

0120-366-440

受付時間▶平日午前9:00～午後5:00

■助成金を利用するための支援・ご相談は

岩手働き方改革推進支援センターへ

0120-576-073

受付時間▶平日午前9:00～午後5:00

申請先▶岩手労働局雇用環境・均等室

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15

盛岡第2合同庁舎5F

T E L 019-604-3010

業務改善助成金

詳しくは厚生労働省HPでご確認ください。申請を検討する際は掲載の以下の資料を必ずご覧ください。

■ 交付要綱 ■ 交付要領 ■ 申請書記載例 ■ Q&A



対象者（事業場）

中小企業

事業場内最低賃金が改正後の地域別最低賃金未満まで（岩手県の場合952円～1,031円未満の範囲内）

支給要件

すべて満たすこと

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げること

生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと

助成額

最大

600 万円

助成率

事業場内の最低賃金	助成率
952円～999円（特例事業者）	4 / 5
1,000円～1,031円未満	3 / 4

引上げ額に応じた助成上限

引き上げる労働者数 赤字は事業場規模30人未満の額（円）										
	1人		2～3人		4～6人		7人以上		10人以上	
30円コース 30円以上引き上げ	30万	60万	50万	90万	70万	100万	100万	120万	120万	130万
45円コース 45円以上引き上げ	45万	80万	70万	110万	100万	140万	150万	160万	180万	180万
60円コース 60円以上引き上げ	60万	110万	90万	160万	150万	190万	230万	230万	300万	300万
90円コース 90円以上引き上げ	90万	170万	150万	240万	270万	290万	450万	450万	600万	600万

- 業務改善助成金は事業場ごと（本社、支社、工場等それぞれ）の申請です。
- ただし法人番号ごとの事業主単位では、これらの事業場の申請額を合算して600万円が上限になります。

10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象となります。

助成対象となる設備投資

基本

- 機械設備
- コンサルティング導入
- 人材育成・教育訓練など

特別に

物価高騰等要件

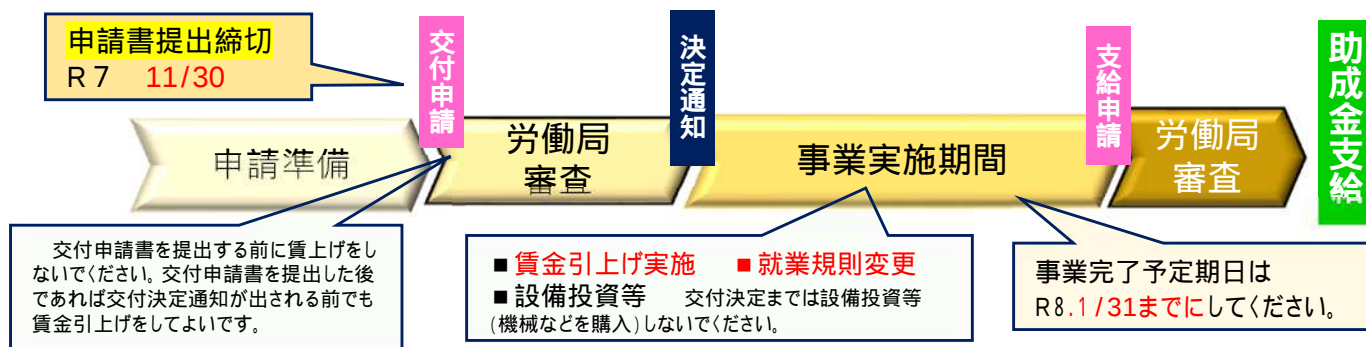
原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により、申請前3か月のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下した事業者（特例事業者）

特別に以下の設備投資も可能です。

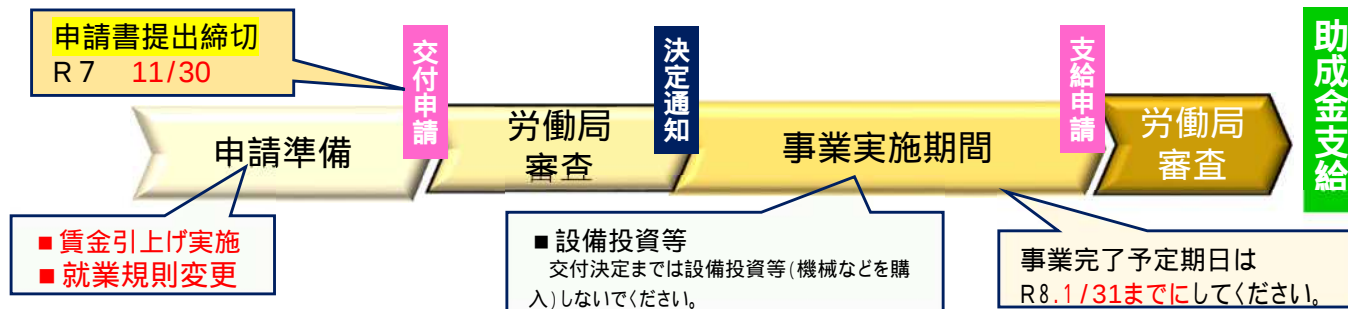
- PC ■ スマホ、タブレット
- 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車 など

助成金手続きの流れ

これから賃金引上げ予定の場合（11月30日までの賃金引上げが対象）



9月5日以降に既に賃金引上げ済みの場合（9月5日～11月30日までの賃金引上げが対象）



業務改善助成金での時給計算の仕方

業務改善助成金では事業場内の最も低い賃金が、改正後の地域別最低賃金（1,031円）未満であることが必要です。

ポイント1

時給計算に算入

- ☐ 基本給
- ☐ 日給
- ☐ 時給
- ☐ 各種手当（資格手当や役職手当など）
- ☐ 歩合給

時給＋各種手当が支払われる場合の計算方法に注意

ポイント2

時給計算から除外

- ☐ 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- ☐ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ☐ 時間外割増賃金・休日割増賃金・深夜割増賃金
- ☐ 精皆勤手当・通勤手当・家族手当

詳しくはこちらでご確認ください



厚生労働省HP
最低賃金の確認方法

お願い

労働局では多くの中小企業みなさまに業務改善助成金をご利用いただいております。以下の点にご留意ください。

- 事業場内最低賃金の計算が正しくできていない、必要書類が添付されていない、申請書に記載されている内容と添付書類の内容が異なっているなどにより、いただいた書類では審査ができない場合があります。その際は、事業主様あてご連絡を差し上げ、ご対応いただくことになります。そのことにより労働局での審査に通常より多くの時間をいただかなければなりません。迅速な審査を行いたいと考えておりますので、申請事業主のみなさまのご協力をお願いします。

添付書類の確認を！

- 助成金の申請には、申請書のほか、賃金台帳や設備投資したいものの見積書が必要です。申請書の注意書きや要綱、要領を今一度お確かめください。

申請はお早めに

- 審査状況により、申請から交付・支給決定までお待ちいただく場合があります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

解雇に注意

- 交付申請日前日から6か月～賃金引上げ後6か月経過日等に労働者を解雇した場合、助成金の対象とならない場合があります。

必ず確認

- 必ず最新の要綱・要領、Q&A、で助成要件をご確認ください。

活用事例

事業内容	取組概要
足場工事	フォークリフトの導入により、機材の積み下ろしや資材の運搬が容易になった。資材置き場も整理整頓され、現場の準備時間及び片付け作業がそれぞれ30分短縮した。
製本・印刷	自動裁断機の導入により、裁断工程における作業スピードが従来の2倍程度まで向上した。また製本機の導入により、既存の製本機と2台体制が可能となり、製本工程のスピードが1.5倍程度に向上した。
学習塾	Web授業を実施するための機器（PC、カメラ、マイク等）の導入及びWeb授業専用ルームの設置により、Web授業の準備やそれに係る保護者への連絡等の事務作業が削減された。
歯科診療	デジタルレントゲン機器の導入により、画像が鮮明になり、1回10分程度かかっていた現像作業が1分程度に短縮された。また、ローラーのクリーニングや現像液の交換などのメンテナンスに要する時間や廃棄物が削減された。
清酒製造	ラベル発行プリンタの導入により、手作業で行っていたラベルへの製造年月日の記載が機械化されて、作業時間や記載ミスが削減され、製造や顧客管理等の業務に人員を集中できるようになった。
クリーニング	ハンガーのまま商品を包装する自動立体包装機の導入により、作業による仕上がりのはらつきもなくなり、1商品あたり30秒かかっていた作業時間が12秒に短縮された。
レンタルオフィス	監視カメラ及びスマートロックシステムの導入により、従業員不在の時間帯に不審者や事故への対応を遠隔地からでも管理可能になり、受付業務時間が半減して、1か月あたり約50時間の時間外労働を削減することができた。
美容院	オートシャンプーの導入により、頭皮環境及び髪への仕上がりが良好となった上、シャンプー及びトリートメントの施術に要する時間が顧客1人あたり約10分程度短縮され、従業員が休憩時間を取りやすい環境となった。
飲食店	ボタン式からタッチパネル式の券売機への入替により、1人あたりの発券作業がやや短縮され、毎月のサービスメニュー変更に伴う券売機の更新作業時間は約1時間から5分程度に短縮された。
貸し農園	監視カメラ及びモニターの導入により、現場に行くことなく農作物の育成状況の映像を農園使用者に対してメール配信が可能となった。また耕運機及び培土機の導入により約30時間の作業が6時間程度に短縮された。
自動車整備	高機能スキャンツールの導入により、各人の整備能力が標準化されサービス水準も向上し、1台あたり1時間かかっていた電子システムの故障診断が15～20分に短縮され、1日の整備台数は平均約2倍になった。
ビルメンテナンス	業務用コードレスクリーナーの導入により両手で作業していた階段清掃が片手で可能になって作業の安全性が向上し、床清掃時間は約10分短縮された。これにより消毒作業も可能になって清掃単価が向上する現場もあった。

参考ウェブサイト

厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」
最新の要綱・要領やQ&A、「生産性向上のヒント集」、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例などを掲載しています。

最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引上げ特設ページ」では賃金引上げに向けた取り組み事例を紹介

業務改善助成金

検索

最低賃金特設サイト

検索

岩手県・岩手労働局における事業主に対する支援策について

岩手県・岩手労働局においては、事業主の皆様の雇用に関するお悩みに対応できるよう、以下の支援策を実施していますので、お気軽にご相談下さい。

1. 最低賃金・賃上げを行う場合の支援策

業務改善助成金

【相談先】岩手労働局 雇用環境・均等室

・事業場内で最も低い時間給を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う、中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成。



キャリアアップ助成金

【相談先】岩手労働局 職業安定部
職業対策課助成金センター

・有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規労働者について、正社員化、賃金引上げ、社会保険の適用等の処遇改善の取組を実施した事業主に助成。



専門の相談窓口

【相談先】岩手働き方改革推進支援センター

・事業主からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談に対して、専門家による無料相談と専門家の派遣を実施。



・厚生労働省では経済産業省・中小企業庁と連携し、最低賃金の引上げにより、影響を受ける中小企業に対する支援を実施しています。各種支援措置の詳細や関連する相談窓口がわかるリーフレットについては、右記二次元コードから厚生労働省ホームページよりアクセス・ダウンロードできます。



2. 生産性向上の取組を行う場合の支援策

働き方改革推進支援助成金

【相談先】岩手労働局 雇用環境・均等室

・職場環境の改善、労働時間の縮減等に向けた取組を行い、生産性向上や業務効率化等を目指す中小企業事業主に、その経費を助成。①業種別課題対応コース、②労働時間短縮・年休促進支援コース、③勤務間インターバル導入コース、④団体推進コース、の全4コース。



人材開発支援助成金

【相談先】岩手労働局 職業安定部
職業対策課助成金センター

・雇用する労働者に対して職務に関連した知識・技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。「人材育成支援コース」、「人への投資促進コース」、「事業展開等リスクリング支援コース」等、6つのコースで構成。



3.人材確保や職場環境の改善を行う場合の支援策

ハローワークでの人材確保支援

【相談先】各ハローワーク

・各事業所が求める人材の確保に向けて、県内12カ所のハローワークにおいてマッチング支援(求職者の紹介、求人条件の相談等)を実施。



両立支援等助成金

【相談先】岩手労働局 雇用環境・均等室

・働き続けながら子育てや介護等を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に助成。



人材確保等支援助成金

【相談先】岩手労働局 職業安定部
職業対策課助成金センター

・魅力ある職場づくりのために労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成。「雇用管理制度・雇用環境整備助成コース」、「建設キャリアアップシステム等活用促進コース」等7コースで構成。



専門の相談窓口

【相談先】岩手働き方改革推進支援センター

・働きやすい職場づくり等の働き方改革を通じて、人手不足解消に向けた人材の確保・定着に関する専門家による無料相談とその専門家の派遣を実施。



4.多様な人材を雇用する場合の支援策

高齢者の就労

【相談先】各ハローワーク

・70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備のため、65歳を超える定年引き上げや継続雇用制度導入等に向けた意識啓発・機運を醸成。



障害者の就労支援

【相談先】各ハローワーク

・障害者雇用を検討する企業に対し、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用準備から採用後の職場定着まで一貫した雇い入れを支援。



キャリアアップ助成金(障害者正社員化コース)

【相談先】岩手労働局 職業安定部
職業対策課助成金センター

・障害者の職場定着のため、障害のある有期雇用労働者等を、より安定度の高い雇用形態である正規雇用労働者等へ転換した事業主に助成。



5.事業活動の縮小を行う場合の支援策

※次頁へ続く

雇用調整助成金

【相談先】岩手労働局 職業安定部
職業対策課助成金センター

・事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成。(一部の労働者を対象とした短期間休業も助成対象。)



5. 事業活動の縮小を行う場合の支援策

※前頁からの続き

産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)

【相談先】岩手労働局 職業安定部
職業対策課助成金センター

- ・事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、生産性向上に資する取組等を行うため、当該生産性向上に資する取組等に必要新たな人材の円滑な受入れを支援するための助成金。
- (中小企業庁が実施する事業再構築補助金(第12回及び第13回の成長分野進出枠(通常類型)に限る)または「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」(第17次以降の製品・サービス高付加価値化枠に限る)の事業計画書の申請を行い、当該補助金の採択および交付決定を受けていることが要件。)



早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース)及び ハローワークでの再就職支援

【相談先】各ハローワーク

- ・事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日の翌日から3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れ、当該労働者の賃金を離職前賃金と比べ5%以上上昇させた事業主に対して助成。
- ・ハローワークでは離職が見込まれる従業員への相談支援、職業紹介等を実施。



6. 岩手県が行う支援策

物価高騰対策賃上げ支援金

【相談先】物価高騰対策賃上げ支援事業事務局

- ・1時間当たり60円以上の賃上げを行った中小企業等を対象に、従業員1人当たり6万円(最大50人分)を支給
 - ・対象となる賃上げ時期: 令和6年10月1日から令和7年9月30日まで(賃金の支給が令和7年10月以降となったものを含む)
- ※岩手県全体で30,000人を上限とし、上限に達し次第終了します。
なお、上限に達しない場合でも、令和7年11月14日(金)で受付終了とします。



いわて働き方改革推進運動

【相談先】岩手県商工労働観光部
定住推進・雇用労働室

- ・県内の企業等の魅力ある職場づくりに向けて働き方改革を進めようとする運動。
- 運動に参加いただいた企業(事業所)は、「いわての働き方改革ポータルサイト」の参加企業一覧に掲載。また、仕事・就職情報サイト「シゴトバクラシバいわて」掲載時などに、働き方改革に取り組んでいる企業であることを、就職活動を行う若者や学生を始め広く県民にPRできる。



いわて働き方改革サポートデスク

【相談先】いわて働き方サポートデスク

- ・従業員がいきいきと働く職場づくりに向けて、働き方改革アドバイザーが職場環境づくりの支援を行う。(訪問相談、電話・メール相談、社内勉強会など)



【お問い合わせ先】

◆岩手県

◆商工労働観光部定住推進・雇用労働室 019-629-5584

◆いわて働き方改革サポートデスク

TEL 019-621-1171

E-mail jinzai@jobcafe-i.jp

◆物価高騰対策賃上げ支援事業事務局

TEL 019-601-7165

E-mail info@iwate-bukkakoutoutaisaku.jp

◆岩手労働局

◆雇用環境・均等室 019-604-3010

◆職業安定部職業安定課 019-604-3004

◆職業安定部職業対策課助成金センター 019-606-3285

◆岩手働き方改革推進支援センター

TEL 0120-576-073

つながらないときは 050-1871-1840

E-mail iwate@workstylereform.net

◆各ハローワーク

ハローワーク盛岡 019-624-8908

ハローワーク釜石 0193-23-8609

ハローワーク宮古 0193-63-8609

ハローワーク花巻 0198-23-5118

ハローワーク一関 0191-23-4135

ハローワーク水沢 0197-24-8609

ハローワーク北上 0197-63-3314

ハローワーク大船渡 0192-27-4165

ハローワーク二戸 0195-23-3341

ハローワーク久慈 0194-53-3374

ハローワーク沼宮内 0195-62-2139

ハローワーク遠野 0198-62-2842

※ ご留意ください

助成金及び補助金については、支給対象等が同じ場合は同時に受給できないことがあります。

詳しくは、各項目の相談先にお問い合わせください。